

03 発信サービス利用契約書

契約者（以下甲という）は、下記条項を確認し株式会社エディ（以下乙という）の提供する03発信電話サービスの利用を申込みします。

1. 乙は甲に電話機本体とそれに付随する電話回線の貸し出しをする業務を行う。
2. 乙は本契約による発生する権利及び義務について第三者に対して譲渡してはならない。
3. 乙の貸し出した電話機本体が、破損した場合は破損の程度によらず甲の全額費用負担で電話機本体を修復する。また紛失した場合は、甲の全額費用負担で新品または同等の機能を有する電話機本体を購入する。
4. 契約期間は甲からの入金確認後甲の希望日より開始し、契約期間は利用開始日より一カ月とする。
5. 解約は、甲からの書面、電話またはFAXで連絡を受付け、解約希望日（更新日から一カ月以内）に乙が停止する。
6. 乙は、甲に対し連絡が取れない場合や入金の確認が取れなかった場合は乙の判断でいつでも本契約の解約ができる。
7. 甲は、契約解除時に乙の指定した住所に郵送で貸し出した電話機の返却を速やかに行う。
8. 甲は、申し込み契約時に初期費用として基本料金を支払う。
9. 甲の業務内容の違法性の可能性がある場合、又は違法性を認定された時、乙は契約を解除し、サービスを停止する。また、その場合利用料金の返却を行わない。
10. 乙から甲への料金の請求は、書面、電話又はFAXにて連絡し、支払いは乙当社指定の銀行口座に振込入金する。
11. 天変地異・暴動・労働争議・輸送機関の事故・法令の設廃制定と、公権力による命令処分、その他の不可抗力により業務を遂行が不可能になった場合は業務を中断することがある。
12. 甲は業務内容等、利用上に必要な事項につき変更が応じた場合、一切を負わない。
13. 本契約の業務に関しての責に帰すべき理由により、万一甲に損害が発生したとしても、乙は責任を負わない。
14. 本契約により生ずる権利業務に関する訴訟については東京地方裁判所を管轄裁判所とする。
15. 乙が提供するサービスは全て代行業であり、サービス提供元のサービス利用約款に準ずるサービスを提供する。
16. 本契約以外の責任、トラブルは一切負わない。

ご契約者

申込日	年 月 日
フリガナ	
氏名	印
フリガナ	
会社名	
住所	〒 ー
電話番号	
携帯番号	
開通希望日	年 月 日

上記条項に同意し契約をします。

年 月 日

署名